

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例の一部を改正する条例（平成27年6月5日京都市条例第 3 号）（総合企画局市長公室）

- 1 本市の政策及び施策の評価，事務事業の評価並びに市政の特定の分野に関する行政評価についての調査及び審議を行うために設置された各委員会について，次のとおり委員の任期の上限を変更することとしました。

委員会の委員任期の上限	改正前	改正後
	3年以内	2年以内

ただし，改正後の条例の施行の際，現に委員会の委員である者については，その任期が満了するまでの間は，当該変更を適用しないこととします。

- 2 行政評価調査会議（複数の行政評価に関連する事項の調査及び審議を行うために設置された会議をいう。）を廃止することとしました。
- 3 その他規定を整備することとしました。

この条例は，平成27年7月1日から施行することとしました。

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年6月5日

京都市長 門川大作

京都市条例第3号

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例の一部を改正する条例

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 行政評価調査会議（第12条）」を削り、「第13条・第14条」を「第12条・第13条」に、「第15条～第18条」を「第14条～第17条」に、「第19条」を「第18条」に改める。

第11条第1項中「ついて」の右に「，市長の諮問に応じ」を加え，同条第2項中「第9条」を「市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は，第9条」に改め，「ついて」の右に「，市長等の諮問に応じ」を加え，同条第4項中「当該委員会の所管に係る行政評価を実施する実施機関」を「市長等」に，「当該実施機関」を「市長等」に改め，同条第5項本文中「3年」を「2年」に，「当該委員会の所管に係る行政評価を実施する実施機関」を「それぞれの委員会ごとに市長等」に改める。

第3章第3節を削る。

第4章中第13条を第12条とし，第14条を第13条とする。

第5章中第15条を第14条とし，第16条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

第6章中第19条を第18条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成27年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例第11条第1項に規定する委員会の委員である者の任期の残任期間は，同条第5項本文の規定にかかわらず，この条例の施行の日における当該委員会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（総合企画局市長公室）